

消費者安全法に基づく事故情報通知制度等に関する意見交換会における主な意見

趣旨：消費者安全法施行に関わる関係者や有識者のご参加を得て、通知元である現場のご認識、取組状況や改善を要する点などについて意見交換を実施。

日時：平成 22 年 8 月 2 日（月）16 時～18 時

場所：消費者庁 6 階 62 会議室

（１）参考情報等の改善案について

- ・消費者安全法の通知に関する規定が厳格であるため、その判断に苦慮しているのが現状と思われる。参考情報によって、通知の要件が負担となっている点について、運用の柔軟化を図ればよい。
- ・誤使用かどうかは、同種事故が集まって初めてわかるため参考情報を集めることには賛成である。行政向けのデータベースに集約することも有益。
- ・参考情報をどこまで取り扱うのか、現場が混乱しないように明確にすべき。また、通知内容を満たしていなくてよいとすると、情報を聞き出す努力をしなくなるおそれはないか。
- ・参考情報を新しいカテゴリーとして作るのは厳しい。

（２）重大事故等の定義について

- ・重大事故、消費者事故の定義に何が当たるのか難しい。しばらくは試行錯誤や議論が必要
- ・説明会により安全法の解釈が分かってきたが、もう少し事例を具体的に示されたい。
- ・消費者庁に相談すると、誤使用の可能性等いろいろ聞かれたため、そんな面倒なことなら通知しないということになってしまう。

（３）消費者安全法の周知状況について

- ・消費者安全法が周知されておらず、消費者行政担当部署以外の関連部署の現場の人たちがわかっていない。
- ・色々な行政機関が消費者庁に別々に上げているので迅速にフィードバックする体制が必要。
- ・消防、警察、病院等との横の連携に苦慮している。

（４）その他

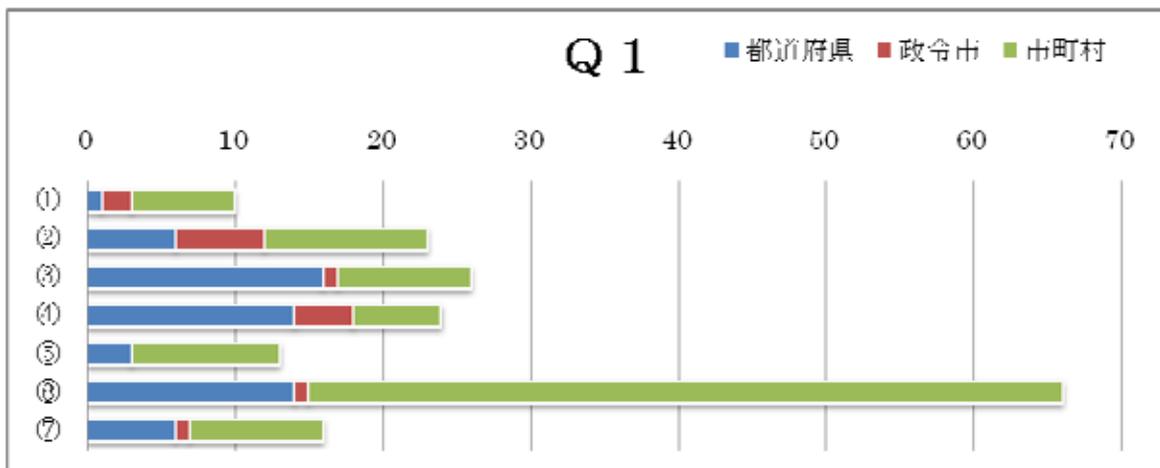
- ・自治体の財政・能力には限界があるし、相談現場では原因究明が困難である。
- ・幅広く収集した後の分析体制をきちんとする必要がある。
- ・相談員の育成・養成にも工夫をして、事故情報を聞き取る能力を育成する必要がある。

消費者安全法に基づく事故情報集約等についての調査結果

7月15～26日に東京・大阪・札幌・福岡にて開催した消費者安全法に関する説明・意見交換会への出席者に調査を実施。

有効回答数：182（都道府県 61、政令市 17、政令市以外市町村 104）

Q1 昨年9月に消費者安全法が施行されましたが、同法第12条第1項に基づいて重大事故等の通知を行なう際に、通知すべきか迷った重大事故の割合はどのくらいですか。



迷ったことはない

あまり迷わない(1～2割程度)

たまに迷う(3～4割程度)

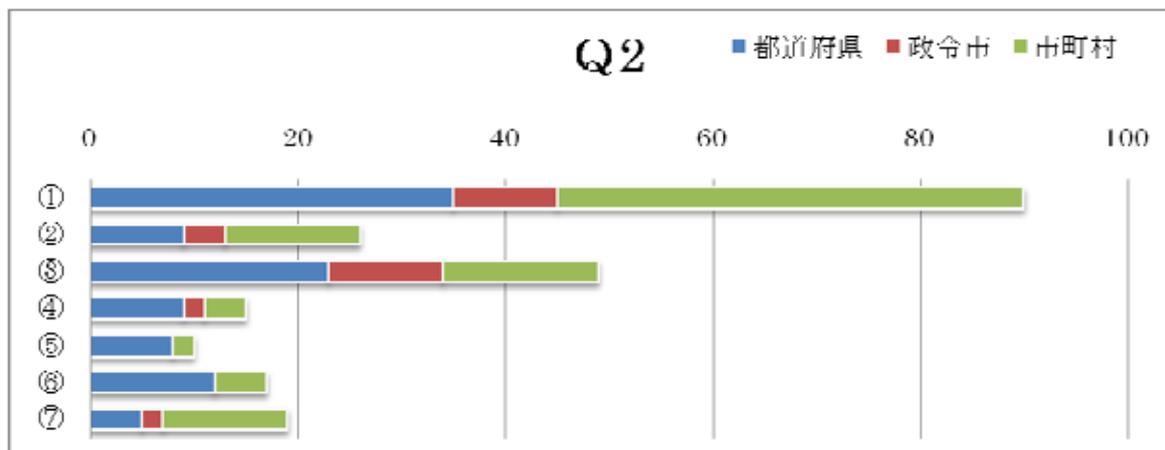
よく迷う(5～6割程度)

常に迷う(8割以上)

重大事故等に当たりそうな事故を把握していない

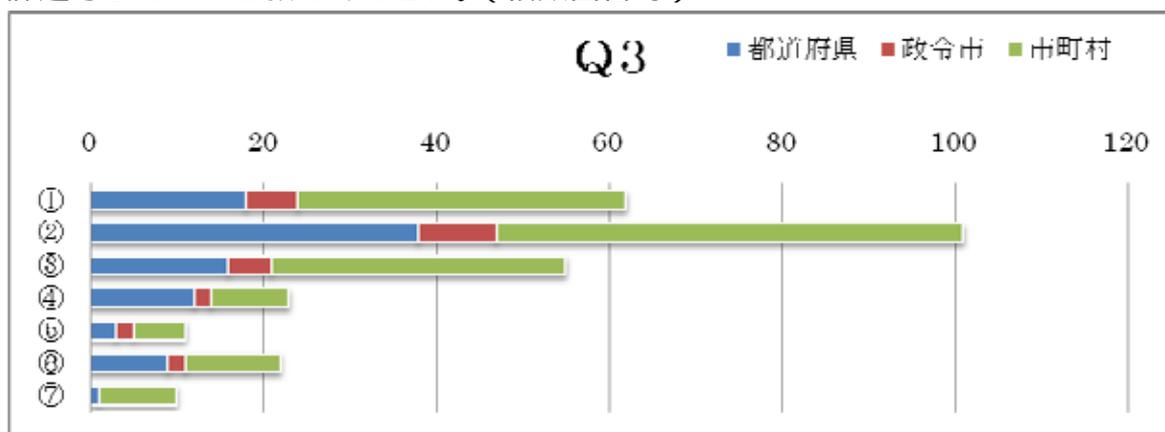
その他

Q2 重大事故等の通知に関わって、これまでに体制強化や業務上の工夫等として取り組んでいることがあればお教えてください。(複数回答可)



- 消費者庁からのマニュアル等を周知
- 自治体独自のマニュアル等を作成
- 関係部署へ説明会を実施
- 安全問題に関連する研修等を職員、相談員向けに実施
- 部署内に事故情報の検討体制を設ける等複数名で判断している
- 県(市町村)内で緊急連絡体制等を整備し、危機管理上の取扱いと位置付けている
- その他

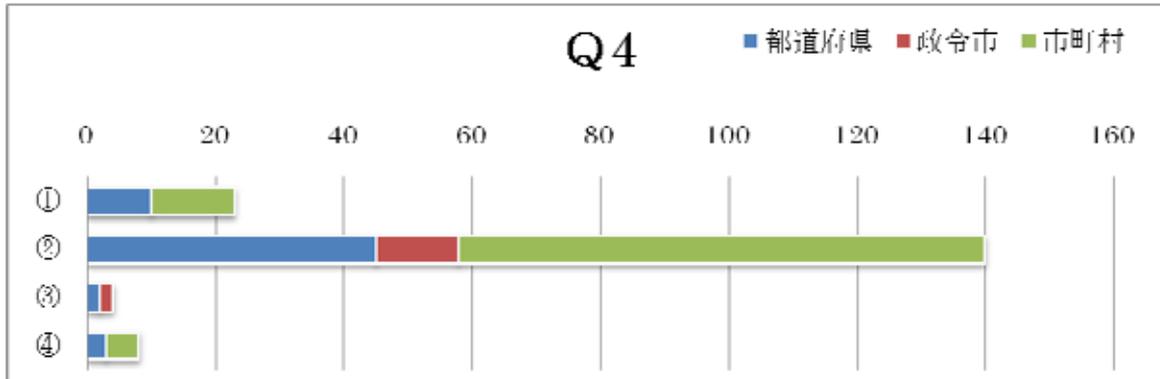
Q3 重大事故等の通知に当たって、今後改善・強化を図りたい点や抱えている課題等があればお教えてください。(複数回答可)



- マニュアルや研修プログラムの作成・整備
- 消費者行政部署以外の部署との情報共有、消費者安全法の周知徹底
- 消費者相談の中から重大事故等を見つけ出すための体制整備
- 商品テスト機能の拡充や商品テストに係る関係機関との連携強化
- 条例で消費者安全行政を明定するなど業務の明確化
- 自治体の長等を含めた消費者安全行政推進のための体制整備

その他

Q4 重大事故等の通知に関わって、今般消費者庁では、消費者事故情報に該当する可能性のある情報について、参考情報として取り扱い、関係機関間で共有するための取組を検討しています。この取組について、御意見等があればお教えください。



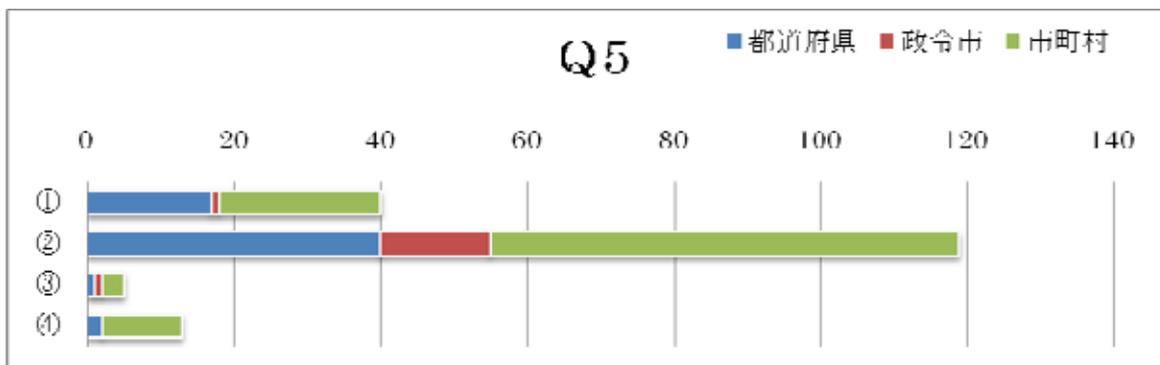
評価でき、早急に進めてほしい

評価できるが、自治体側に業務負担が生じないように配慮して進めてほしい

あまり評価できない

その他

Q5 重大事故等の通知に関わって、今般消費者庁では、L G - W A Nから事故情報データバンクを用いた情報の登録・閲覧環境を整備することを検討しています。この取組について、御意見等があればお教えください。



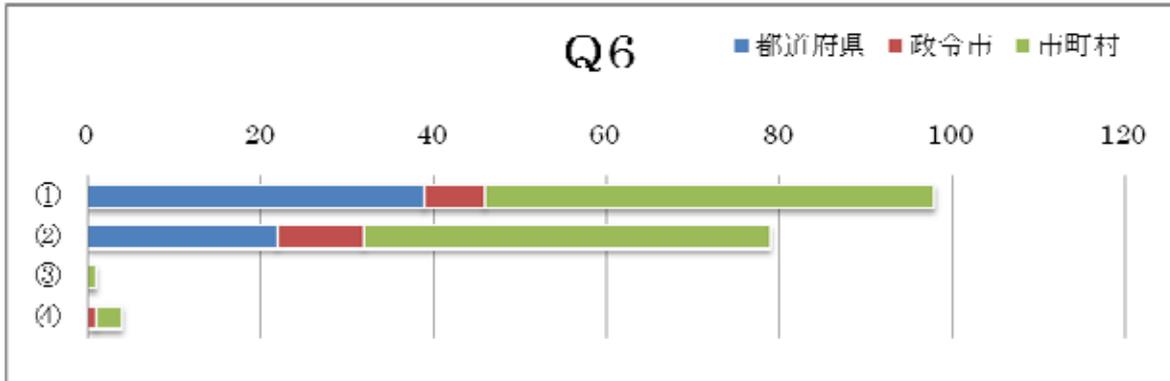
評価でき、早急に進めてほしい

評価できるが、自治体側に業務負担が生じないように配慮して進めてほしい

あまり評価できない

その他

Q 6 重大事故等の通知に関わって、今般消費者庁では、逐条解説の作成・配布を進めています。この取組について、御意見等があればお教えてください。



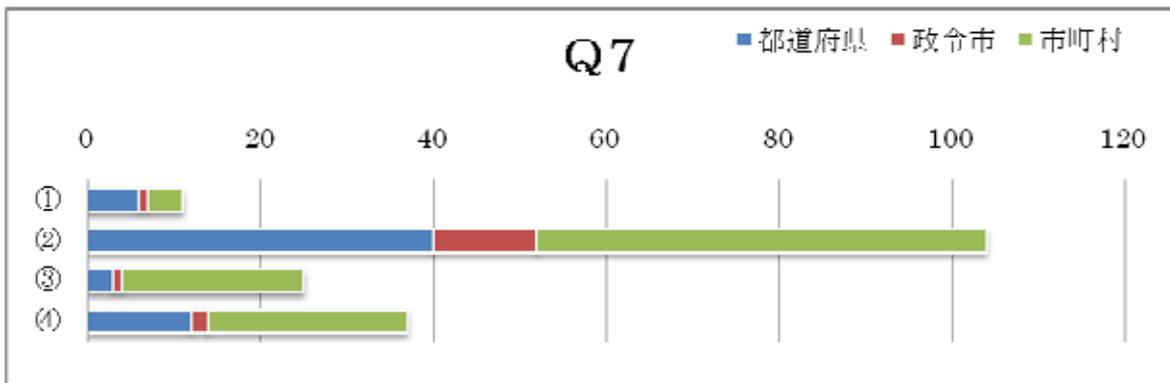
評価でき、早急に進めてほしい

評価できるが、自治体側に業務負担が生じないように配慮して進めてほしい

あまり評価できない

その他

Q 7 重大事故等の通知に関わって、今般消費者庁では、立入調査権限等の自治体への委任等を進めています。この取組について、御意見等があればお教えてください。



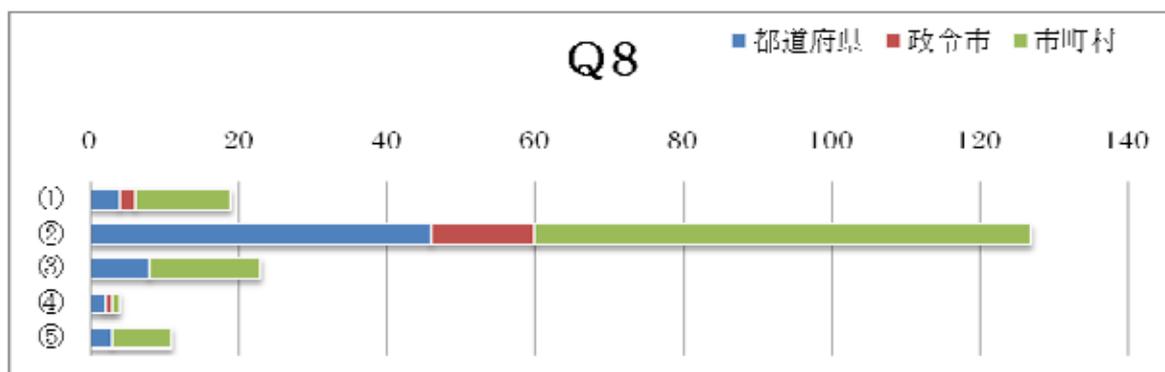
評価でき、早急に進めてほしい

評価できるが、自治体側に業務負担が生じないように配慮して進めてほしい

あまり評価できない

その他

Q8 消費者事故等の通知については、同法第12条第2、4項に基づいて、P I O - N E Tないし、事故情報データベースに情報を閲覧することができる状態に置く措置があります。こうした取扱の情報を有効活用するため、通知元機関において拡大・再発防止等の観点から関係機関に注意を促したい場合、その旨（例えば、「最近多く起こっている事案だ」、「重傷になりやすい事案だ」、「広く出回っている商品の事案だ」等）のチェック項目を設けることを検討しています。こうした方式の導入について御意見等があればお教えてください。



有効な方式であり、導入されれば活用したい

有効な方式であると思うが、判断基準の明確化が必要

有効な方式であると思うが、事故情報の多種多様であり、画一的な扱いとせず、現場の判断を尊重すべき

有効な活用につながるとは思わない

その他